

2021年度 労働衛生セミナー

テーマ： 高齢社員戦力宣言 -高年齢者雇用安定法を受けて-

趣旨

日本は世界の国々のなかで最も高齢化が進んでいることは周知の事実である。内閣府の令和三年版の高齢者白書によると、2020年10月時点で65歳以上の高齢者人口は3,619万人であり総人口に占める高齢者の割合は28.8%となった。高齢者の割合が1950年以降一貫して増加しており高齢化の一方で、少子化の進行も著しく、人口減少と人口構造の変化への対応が日本の喫緊の課題の一つとなっている。少子高齢化によって減少する労働力を補うための対策として、高齢者の労働参加が奨励されている。

高齢者の労働に対する意欲は高く、現在仕事をしている60歳以上の者の約4割が「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答しており、70歳くらいまでもしくはそれ以上との回答と合計すれば、約9割が高齢期にも高い就業意欲を持っている。

このような中2021年4月に高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正があり、70歳までの就業機会の確保が努力義務となった。法改正によって、定年の引き上げや70歳まで継続雇用する制度の導入、定年制の廃止などの就業確保措置が求められるが、社内規程の整備はもちろん、高齢者が能力を十分に発揮し活躍してもらうための職場づくりが必要となる。

就業確保措置が努力義務とはいえ「高年齢者雇用安定法」はすべての企業に適用されるため、自社に高齢社員がいない場合でも対応する努力義務を負うことに注意しなければならない。さらにいえば、今回の改正における“努力義務”が、将来的には“義務”となることも十分に考えられ、70歳までの就業確保措置が全ての企業にとっての課題と言える。

高齢社員が能力を十分に発揮するには健康であることが前提条件であるが、若年社員と比較して、筋力・敏捷性などの運動能力や視力・聴力など生理的能力の低下ばかりでなく、基礎疾患を持つ割合も高くなる。そのため若年社員以上に能力を引き出すための環境の整備や加齢による影響を考慮した安全対策を講じることが重要となってくる。

今回のセミナーでは、産業医の立場から健康上の問題が生じやすい高齢社員に戦力となってもらうために、企業が知っておきたい、加齢による変化などの高齢者の特徴を考慮した健康管理と安全に働いてもらうために必要な配慮についてお伝えする。高齢者雇用確保措置を講じる際はもちろん、すでに高齢社員が多く活躍している企業にも本セミナーを活用いただき、高齢社員のさらなる戦力化につなげていただきたい。